



発行所 郡加茂郡 公民館 川村 白川 東白川 印刷所 今井印刷

選挙 正しく選んで よい政治

参議院議員選挙迫る

昭和二十二年五月三日、わが国は日本国憲法のもとに、民主平和国家として新しく発足したのであります。私たちが国民は、この民主主義を立派に育てあげ、真の平和とお互の幸福をしっかりと握るよう努力の一人一人が努力しなければなりません。

憲法の前文のなかに「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつてその権威は国民に由来し、その権力は国民の代表がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」とあります。の短い文章こそ、憲法全般を貫く民主主義の原理を説いたものであつてリンカーンが演説中に用いた「人民の、人民による、人民のための政治」とその意味を同じくするものであります。

凡そ国政は、国民の信託によるものであつて、その源は、国民に発するものであります。すなわち「選挙」は大変重要な意味をもつていられるわけです。

選挙によつて、力のない人や、よくない人を選んでは、国家機関が行使する力であるが、政治の最終目的は、すべからず国民の福利のためにするものでなければなりません。このように国政あるいは、地方自治の主体は、国民であり、住民であつて、その手段も目的も、また国民、住民の幸福の実現にあるというこゝで、これが民主主義の本質といえるのであります。

民主主義政治については政治の方針の決定に国民が直接参加する方法と、一般国民が投票によつて自分たちの代表を選ぶ方法とがあります。今日の大多数の国は後者を採用しており、わが国でもこの方法により、国会、県議会、村議会に代表を選出しているわけでありまして、この代表を選ぶ

公明選挙運動がはじまつて四年になろうとしていますが、何時の選挙にも金がものをい、質が悪くとも金の力で当選する者のあることは、選挙民として恥づべきことでありませぬ。

七月は参議院議員選挙が行われようとしています。選挙民の責任であります。

参議院議員選挙について

東白川村 選挙管理委員会

昨年十二月二十日に召集以来、会期延長で一六七日間に亘つた第二十四回国会は、六月三日に閉会され、参議院は、議員選挙戦に入ったわけである。

参議院議員選挙に関する諸事項は、その都度組長さんを通じてお知らせするが、当面の事項については次の通りであるから、今度こそ「公明選挙」を念頭に置いて、真に私たちの代表として、恥かしくない人を選んできたがたい。

○今度の選挙の種類
参議院議員通常選挙

○選挙される議員数
今回の選挙は、昭和二十五年六月に行はれた選挙によつて当選した人の任期満了によるものであるが、このほかに、二十八年四月選出された全国区議員二名の補欠選挙が行われている様子で、買収、供応地盤固めのための恩義等々があらゆる方面から忍びよることでしょう。私たち選挙民は、こうした誘いの手に乗らず、「公明選挙」をスローガンとして、良識、人格共にそなえた「私たち」の代表を選ばなければなりません。これが私たち選挙民の責任であります。

○投票所
投票所は例年通り村内五ヶ所に設け、各個人の投票所は、後日交付する投票所入場券に記載する不在者投票

○投票当日、旅行や用務のため、加茂郡外へ出たり、又病氣やお産のため投票所へ行けない人は投票の前日まで役場で不在者投票ができる。

○代理投票
字の書けない方は、当日投票所へおいでになれ

国 税

実情に合った予定納税を 減額承認申請は……

今月末日までに

今月の十五日までに、税十五日以内となつております。念のために減額承認申請のできる場合を挙げると次のようになります。

①今年になつて休業、転業あるいは失業のために所得が減つた場合

②納税者やその家族がけがや病気で医療費がかさんだ場合

③火災や水害、あるいは盗難などで、商品や家財に損を受けた場合

④扶養家族が増えたり、不慮の災厄で不具者になつた場合

⑤一般に商況が不振で、昨年の実績にくらべて明らかに所得が減る場合

この申請書の用紙は、税務署に備えてありますが、役場でも御便宜を計らいます。尚、予定納税の期限は次のとおりです。

第一期 七月一日から同月三十一日まで

第二期 十一月一日から同月三十日まで

笑顔で納めて 明るい村を!

村選挙管理委員会

昭和三十一年度——地方税制改正さる

地方財源確保の主眼

国民の租税負担は、最近もつてすることが望ましく、その収入も自治団体の収入として適切なものでなくてはならない。

反面、地方財政の窮乏は最近において特に著しいものがあり、地方団体は財政收支の均衡を欠き、赤字財政が蔓延し、赤字団体の数も赤字の金額も年々増加の一途を辿り、健全財政を維持している地方団体の数がむしろ例外的な存在となりかねない状態にあります。

このような地方財政の破たんを救済し、地方財政の健全性を回復するためには、根本的に地方行政の規模及び機能に検討を加え、その簡素合理化を図ることが、もとより必要であるが、あわせて地方財源の充実強化を図ることに努力が注がなければならない。

地方財源の充実を図る場合において、その方途は、地方独立税収入増加という形に求められるのであり、すが、地方財源の不足が、いかに著しいものがあるとはいえず、収入の分量さえ増加すればよいというわけではなく、可及的に弾力性に富む地方独立税収入の形を

基本となる課税は、国民の租税負担がな全体として重いものとされている現在において、この解決をいかにするかという点にあつたといえます。

幸いにして本村は、村民各位の深い理解と協力によつて健全財政を維持しておりますが、今後更に窮乏化して行くであろう財政についても、一九九となつた村民の力で、必ず押し切つて行くことを確信するものであります。

昭和三十一年度地方税制改正の概要

一、非課税範囲を縮小し、租税負担の均衡化を図りながら増収を期すること。

(農地法の規定によつて農林大臣が管理する土地の使用権者課税等) 受益者負担の制度を拡張し、施設充実に要する財源を確保すること。

(一) 目的税制度の拡充

都市計画税、軽油引取税の創設

法人の寮、クラブ、宿泊所等に対する町村民税均等

三、税務行政の規律を図ること。

(一) 過誤納に係る県民税を未納に係る他の県税又は市町村税に充当すること。

(二) 恩給、船員等に係る給与の特別徴収除外等)

四、財源調整機能を強化するための措置を採ること。

(入場譲与税法の一部改正によつて更に財源調整機能を強化する)

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の概要

一、創設の理由

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律

律は、現行地方税法において固定資産税を課すること

が出来ないものとされて、国及び地方公共団体の所有する固定資産並に日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社の所有する固定資産について、受益関係が一般と全く同様であり単に所有者が国であるか公社であるか又は一般私人であるかの差異のみであるのにかんがみ、これらについても固定資産税に相当だけの負担を求め、これによつて、他との均衡を確保し、あわせて地方自主財源の増強に資することを目的として創設されたのである。

二、交付金又は納付金の客

体

三、交付金又は納付金の算定率

算定標準額の百分の一・四

以上によつて毎年六月三十日に交付金が、五月三十日に納付金が、五月三十日に納付金が

村の収入となる。

四、交付金又は納付金の算定率

算定標準額の百分の一・四

以上によつて毎年六月三十日に交付金が、五月三十日に納付金が、五月三十日に納付金が

村の収入となる。

五、交付金又は納付金の算定率

算定標準額の百分の一・四



△問 本年四月一日以降現在迄に立木を売つた、売らない役場にかゝらず、指定書が届いていません。

「木 立木を伐つた場合は勿論、これから以後立木を伐る様な事になつた場合には、木材引取税を引取者から徴収して納めなければならない事を承知していただければ結構です。

△答 私は、本年六月父より左記土地を譲り受けました。贈与税はどの位出さなければならぬでしょうか。

△答 木材引取税については、四月の「広報」で説明した通り立木の所有者が特別徴収義務者になります。よつてこの指定書は、立木が所在する山林の所有者に送りました。したがつて

△問 本年四月一日以降現在迄に立木を売つた、売らない役場にかゝらず、指定書が届いていません。

△答 私に於いては、昭和三十一年度相續贈与税等の評価基準表により、まず、賃貸価格一円に對して、

3,000円 (田(三七七坪))
3,100円 (田(二七坪))
3,900円 (田(一〇一坪))

△問 贈与税の額は、課税価格から十萬円の基礎控除を差し引いた残りに税率をかけて計算します。

①交付金の客体 国又は地方公共団体が前年の三月三十一日現在に所有する固定資産

②納付金の客体 日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社が前年の三月三十一日現在に所有する固定資産

③交付金又は納付金の算定率 算定標準額の百分の一・四

以上によつて毎年六月三十日に交付金が、五月三十日に納付金が、五月三十日に納付金が村の収入となる。

農事教室

有畜営農は農家の経済にどう響くか？ (一) 有畜営農とは？ して農家の経済を良くするであろうか？ 家畜を飼うに目先のこと考えず、節用を

この言葉は今更説であらうか？ 家畜を飼うに目先のこと考えず、節用を広くして考えなければならぬ。一昨年の様な牛の最も高価な時と比べて現在に於ては牛を飼つて居ても現金の収入は、どう見ても少ない故に農家の懐勘定は決して満足して呉れぬのであ

然し③の問題はこの東白川村に於てはあまり利用されて居ないので①②の問題が重要となつて来る。この二つの問題についてよく検討し研究して見たいと思う。家畜を飼ふと云ふ事は果

さて、贈与税の額は、課税価格から十萬円の基礎控除を差し引いた残りに税率をかけて計算します。

贈与税の税率 (累進)

20万円以下の部分 15%
20万円～50万円の部分 20%
50万円～100万円の部分 25%
100万円～200万円の部分 30%
200万円～400万円の部分 35%

戸籍のおり(3)

入籍

子供が出生した場合のよう
に、それまで当該戸籍に
記載されていなかった者が
あらたにその戸籍に記載さ
れるようになることをい
ます。入籍の例としては、
その外にも母の氏を称し
た嫡出でない子が、家庭
裁判所の許可を得て、氏を
父の氏に変更する旨の届出
をしたときに父の戸籍に入
籍する場合や、戸籍の筆頭
者である夫(妻)が、夫
(妻)の氏を称する婚姻をす
るときに妻(夫)が夫(妻)
の戸籍に入籍する場合など
があります。

除籍

人の死亡の場合が除籍で
あつて、その戸籍から記載
が除かれることをいいます
その他にも除籍の例はい
ろいろありまして、人が他
の戸籍に入籍する場合には
出生の場合以外は、必ず従
前の戸籍から除籍されるこ
とになります。

復籍

復籍とは、入籍の一種で
ありますが、入籍する戸籍
に以前記載されていたこと
があるために特に復籍と呼
ばれるのであります。その
例として、婚姻や養子縁組
によつて氏を改めた者が離
婚や離縁のため婚姻縁組前

分籍

氏の變動を伴わず婚姻に
入籍する場合等があります
先に同じ戸籍に記載され
ているかどうかによつて人
の権利義務に変わりはないと
述べたのでありますが、同
じことは入籍、除籍、復籍
についてもいうことができます。
嫡出でない子が母の
戸籍から父の戸籍に入籍し
ても、父母の子に対する権
利義務に変わりはありません
し、復籍の前後によつて親
兄弟に対する権利義務は、
未成年の子が離縁によつて
実父母の親権に服すること
などを除いては変わりがあり
ません。右の子が実父母の

転籍

本籍の所在を変更するこ
とを転籍といふます。転籍
は、筆頭者及びその配偶者
によつてされるのでありま
すが、何時でも又何人の同
意や許可を要しないです
ることもできますし、日本
の領域内であれば何処にで

就籍

日本人でありながら、ま
だ戸籍に記載されていない
者について戸籍の記載をす
ることを就籍といふます。
したがつて樺太や千島に本
籍を有していたが現在戸籍
に記載されていない者は、
就籍の手続をしなければな
りません。又子が生れてま
だ出生届のされていない場
合には、子の年令の如何に
よらず、出生届出義務者が
有るときは、出生届となり
ますが、届出義務者のいな
いときは、就籍の届出をす
ることとなります。

短 信

△村議会議長 安江文一氏就任

五月十九日第三回東白川
村議会臨時会において、議
会議長をはじめ、各役員が
次のように改選された。

- 議長 安江 文一
- 副議長 村雲 重吉
- 総務委員長 今井 静
- 同委員 安江 文一
- 同委員 安江 五一郎
- 教育民生委員 長村重吉
- 同委員 安江 専一
- 同委員 田口庄之助

委員

- 村雲 順一
- 桂川 富次郎
- 今井 義一
- 大坪 計五
- 桂川 幸市
- 山口 早苗
- 今井 敏吉
- 安倍 純
- 安江 福二
- 安江 繁一

目録額完遂さる

本年度の日赤募金は、目
録額の二万八千九百七十二
円に対して、募金総額二万
八千九百七十七円の好成績
をもつて完遂された。

△東白川村診療所

六月一日附
命看護婦 松井八重子
掛斐郡長瀬村

けいじ板

農繁期になりますと犯罪
がだん／＼と多くなつてお
り、特に押売り等が目立つ
て多くなります。この押売
りには、脅迫、恐かつ、詐欺を
犯し家に誰もいないときに
は、空巣ねらいに早変わり
することがありますから、家
を留守にするときや、子供
や老人だけの留守番のとき
は、近所隣とよく連絡し合
つておくと同時に、若し押
売りが来た場合には、早
く警察へ届けて下さい。
熱く、農繁期中は、疲れの
ため熱く、泥棒が来て
も気付かずにいることが多
いので、お寝みの前には、
自転車やその他の物品を家
の中に入れ、戸締りを完全
にしてから、おやすみにな
るようにして、この村から犯
罪を出さないよう……
農繁期防犯運動に御協力願
います。
尚、被害が生じた場合に
は、現場に一切手をふれず
踏み荒さぬうちに、早く届
けて下さい。
犯されない 犯させない
で手をつなぎ
みんな明るいよい社会
を築きましょう

お腹の虫を とりましよう

今年のは 7月5日
7月6日
検便は

お腹の虫を とりましよう

本村では一昨年より岐阜
タイムス事業団の応援によ
つて、毎年二回の検便を実
施し、寄生虫の駆除に当つ
てきた。
実施当初十人のうち七人
までが、蛔虫等の寄生虫を
保有していたという驚くべ
き結果となつていたが、以
後駆虫薬の服用等によつて
保有者の減少が年々目立っ
てきている。
そこで今年も昨年の要領
によつて、七月五日と六日
の両日第一回目の検便を突
施することとなつた。

山を愛し樹木を 育てましよう

東白川森林組合
調査の対象は昨年の行わ
れたいが、本村はすでに、
先輩が克くこの点に着目せ
られて、七千町歩の山林中
に、七千町歩の山林の眺め
られる事には我々は深い感謝
とうれしい極みであります
こうした恵まれた中に、
最近皆さんの植樹熱が挙つ
つて、年々町歩余の緑化を
見て居る現在、村の大きな
資産であり誇りでありませ
ぬ。然るに折角丹念に植えさ
れた樹が、野兎に食害され
たり、雪の為の被害は年々
莫大であります。特に去る
森林組合の総会の席上で、

就業構造基本 調査実施

昭和三十一年七月一日
本調査が行われます。この
調査は我が国の人口の就業
不就業の状態を全国及び都
道府県別に明らかにし、雇
用失業対策、産業計画など
我が国に於ける基本的諸願
策の重要な資料とする為の
ものです。

農繁期には 栄養を

食事前には必ず
手を洗いましよう

学校給食は……

体位の向上と明るい学校生活のために

本村の学校給食は、神戸小学校、五加小学校が二十七年二月より完全給食を開始して、二十八年四月より中学校と相次いで開始。今では全校一〇〇名の児童生徒の完全給食が実施されています。

これは、こどもの体位の向上と、日常の食生活への正しい理解と習慣を育てる上に、非常な効果を挙げているが、一方父兄の理解もたかまり、殊に毎朝の弁当を作る手間も省け、お母さん方には、大変喜ばれています。

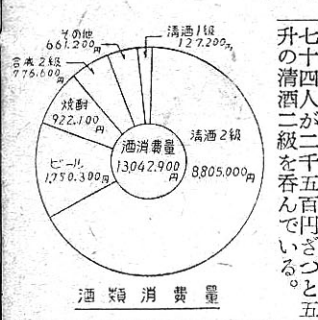
しかし、この給食費は、毎月小学校二五〇円、中学校三〇〇円を納めることにより、一食平均が一〇二円一五円という安い費用で賄われています。

これは、いづれも学校給食の経費が、本村の昨年度学校給食に対して、国が負担したことになるわけです。また一方、毎日の献立からみると、小学校の場合は一食平均一〇二円のうち、パン一ヶ(一〇〇瓦)が五円一〇銭、ミルク一回(二二瓦)が九七銭となり、あと五円九三銭が、おいしく栄養価のたかい副食の代り燃料代などになっていきます。(中学校は、基準量が多

これは、いづれも学校給食の経費が、本村の昨年度学校給食に対して、国が負担したことになるわけです。また一方、毎日の献立からみると、小学校の場合は一食平均一〇二円のうち、パン一ヶ(一〇〇瓦)が五円一〇銭、ミルク一回(二二瓦)が九七銭となり、あと五円九三銭が、おいしく栄養価のたかい副食の代り燃料代などになっていきます。(中学校は、基準量が多

【呑むも呑んだり】
【酒 一千三百円】

昭和三十年年度に於ける村の酒類消費量は、別表の通りである。示すところを見ると、一番流行しているのは、六割以上二級で全体の人が続いでいる。一人一人の村の人口五千



これは、いづれも学校給食の経費が、本村の昨年度学校給食に対して、国が負担したことになるわけです。また一方、毎日の献立からみると、小学校の場合は一食平均一〇二円のうち、パン一ヶ(一〇〇瓦)が五円一〇銭、ミルク一回(二二瓦)が九七銭となり、あと五円九三銭が、おいしく栄養価のたかい副食の代り燃料代などになっていきます。(中学校は、基準量が多

これは、いづれも学校給食の経費が、本村の昨年度学校給食に対して、国が負担したことになるわけです。また一方、毎日の献立からみると、小学校の場合は一食平均一〇二円のうち、パン一ヶ(一〇〇瓦)が五円一〇銭、ミルク一回(二二瓦)が九七銭となり、あと五円九三銭が、おいしく栄養価のたかい副食の代り燃料代などになっていきます。(中学校は、基準量が多

これは、いづれも学校給食の経費が、本村の昨年度学校給食に対して、国が負担したことになるわけです。また一方、毎日の献立からみると、小学校の場合は一食平均一〇二円のうち、パン一ヶ(一〇〇瓦)が五円一〇銭、ミルク一回(二二瓦)が九七銭となり、あと五円九三銭が、おいしく栄養価のたかい副食の代り燃料代などになっていきます。(中学校は、基準量が多

これは、いづれも学校給食の経費が、本村の昨年度学校給食に対して、国が負担したことになるわけです。また一方、毎日の献立からみると、小学校の場合は一食平均一〇二円のうち、パン一ヶ(一〇〇瓦)が五円一〇銭、ミルク一回(二二瓦)が九七銭となり、あと五円九三銭が、おいしく栄養価のたかい副食の代り燃料代などになっていきます。(中学校は、基準量が多

これは、いづれも学校給食の経費が、本村の昨年度学校給食に対して、国が負担したことになるわけです。また一方、毎日の献立からみると、小学校の場合は一食平均一〇二円のうち、パン一ヶ(一〇〇瓦)が五円一〇銭、ミルク一回(二二瓦)が九七銭となり、あと五円九三銭が、おいしく栄養価のたかい副食の代り燃料代などになっていきます。(中学校は、基準量が多

これは、いづれも学校給食の経費が、本村の昨年度学校給食に対して、国が負担したことになるわけです。また一方、毎日の献立からみると、小学校の場合は一食平均一〇二円のうち、パン一ヶ(一〇〇瓦)が五円一〇銭、ミルク一回(二二瓦)が九七銭となり、あと五円九三銭が、おいしく栄養価のたかい副食の代り燃料代などになっていきます。(中学校は、基準量が多

これは、いづれも学校給食の経費が、本村の昨年度学校給食に対して、国が負担したことになるわけです。また一方、毎日の献立からみると、小学校の場合は一食平均一〇二円のうち、パン一ヶ(一〇〇瓦)が五円一〇銭、ミルク一回(二二瓦)が九七銭となり、あと五円九三銭が、おいしく栄養価のたかい副食の代り燃料代などになっていきます。(中学校は、基準量が多

これは、いづれも学校給食の経費が、本村の昨年度学校給食に対して、国が負担したことになるわけです。また一方、毎日の献立からみると、小学校の場合は一食平均一〇二円のうち、パン一ヶ(一〇〇瓦)が五円一〇銭、ミルク一回(二二瓦)が九七銭となり、あと五円九三銭が、おいしく栄養価のたかい副食の代り燃料代などになっていきます。(中学校は、基準量が多

これは、いづれも学校給食の経費が、本村の昨年度学校給食に対して、国が負担したことになるわけです。また一方、毎日の献立からみると、小学校の場合は一食平均一〇二円のうち、パン一ヶ(一〇〇瓦)が五円一〇銭、ミルク一回(二二瓦)が九七銭となり、あと五円九三銭が、おいしく栄養価のたかい副食の代り燃料代などになっていきます。(中学校は、基準量が多

時 話

成るか米作日本一

おらが村から二名参加

珍らしく機嫌の良かった昨年のお天道様は、反当六石取りを到る所で現出させ遂に異常豊作と云う様な妙な名前を献上した。が、事実昨年技術云々するよりお天気の左右した豊作であつた事は間違ひなかつた。然し本年は現在のお天道様の機嫌から推して、決して昨年度の様な豊作を望む事は無理な事だろが、こうした悪条件?の年こそ各人の技術の優劣がはつきりと栽培上に現れると思われ。同じ水稲栽培でも平坦地の様に恵まれた環境にある場所と、本村の様な山間僻地とでは総ての面から見て大きな差があり、平坦地と同等以上に大刀打ちしようと思えば、相当な努力が必

要で多収穫競争会などにも大変な不利であるがこれを克服してゆく栽培者に於て技術の大成が期せられるのである。

本年度に於いて行われる米作日本一全国競争会に、山間部低位生産地帯を優れ技術と熱意をもつて克服し、栄えある米作日本一賞を獲得せんと、本村から安江久吉、齊藤武尾の両氏が参加を申込んだ。安江久吉氏は既に昨年度全国競争会に於て増産躍進賞を獲得し、今こそは必ず米作日本一はおらが手に、両氏は大いに張り切つてゐる。

この仕事は、これだけやつたから、それでいゝといふ終点はない。かえつて一応の成果を収めれば、収めただけに、それをさらに発展させることに、今層層の苦難と努力を積み重ねなければならない。

人間生活の真実と社会生活の幸福は、このように果しない追求の彼方のみにあることを忘れてはならない。

一言居士

「うるさい」と云う言葉

を昔「五月蠅」と書いてあるように、五六月頃のハエは、私達にまつわりついて全くウルサイ。追つても追つてもたかたかしてくる。夏のハエはチクリチクリと私達を刺して、うつとうしり限りである。昔の人の句に「やれ打つな ハエが手を足をすする 枕にしたる本のかき」など、のんきにうたつたものがあるが、実際は、そんなことを言つてすましてはいられないほど、やりきれないことが多い。

この頃は、DDTやBHCの様な薬がある。しかし薬があるというだけでは、ハエやカがなくなるわけでもない。ハエやカを聞いてみると、全村あげての協力と、どこまでもやりぬくたゆまぬ努力の結果である。ことに此の仕事は長期にわたり根気よくやらなければ効果が無いので、村民全体が一致協力して三年も五年でもハエやカが一匹もいなくなるまで徹底的にやることである。

ハエやカが、たゞウルサイと云うだけのものなら、それほど目のかたきになくてもよい。しかし、ハエは、チフスや赤痢などの菌をまきつとめて、伝染病の先棒をつとめて、伝染病の媒介者だとわかつてみると、こういふものは何ともしなうければなるまいと考えるようになる。また、夏の鶏の産卵数が減るのも、牛の乳の出が悪くなるのも、カが一つの原因であるとなると、カが退治できたら思う。しかし、そう思つても、いざハエやカをなくしてしまおうとすると、仲々簡単にはいかない。たゞ手をこまねいているのが現状である。

放談

「うるさい」と云う言葉

を昔「五月蠅」と書いてあるように、五六月頃のハエは、私達にまつわりついて全くウルサイ。追つても追つてもたかたかしてくる。夏のハエはチクリチクリと私達を刺して、うつとうしり限りである。昔の人の句に「やれ打つな ハエが手を足をすする 枕にしたる本のかき」など、のんきにうたつたものがあるが、実際は、そんなことを言つてすましてはいられないほど、やりきれないことが多い。

この頃は、DDTやBHCの様な薬がある。しかし薬があるというだけでは、ハエやカがなくなるわけでもない。ハエやカを聞いてみると、全村あげての協力と、どこまでもやりぬくたゆまぬ努力の結果である。ことに此の仕事は長期にわたり根気よくやらなければ効果が無いので、村民全体が一致協力して三年も五年でもハエやカが一匹もいなくなるまで徹底的にやることである。

ハエやカが、たゞウルサイと云うだけのものなら、それほど目のかたきになくてもよい。しかし、ハエは、チフスや赤痢などの菌をまきつとめて、伝染病の先棒をつとめて、伝染病の媒介者だとわかつてみると、こういふものは何ともしなうければなるまいと考えるようになる。また、夏の鶏の産卵数が減るのも、牛の乳の出が悪くなるのも、カが一つの原因であるとなると、カが退治できたら思う。しかし、そう思つても、いざハエやカをなくしてしまおうとすると、仲々簡単にはいかない。たゞ手をこまねいているのが現状である。

